

四街道市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(四街道市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 四街道市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「勤務時間条例第15条の3の規定による子育て部分休暇」を「勤務時間条例第15条の3第2項第1号の範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）」に改め、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1号子育て部分休暇を与えられている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認については、当該部分休業が第1号部分休業である場合に限り行うものとする。

第21条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第15条の3第2項第2号の範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）を与えられている職員に対する育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認は、当該部分休業が第2号部分休業である場合に限り行うものとする。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分(第2号子育て部分休暇を与えられている職員にあっては、1年につき77時間30分から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間(第2号子育て部分休暇を与えられている非常勤職員にあっては、1年につき当該時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

(四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第15条の3第1項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 子育て部分休暇の時間は、規則で定める期間ごとに、次の各号に掲げる範囲のうちそれぞれの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間を超えない範囲内

ア 非常勤職員以外の職員 1年につき77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、四街道市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第20号）第24条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の措置

(3) 四街道市職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認をする場合における第 1 条の規定による改正後の四街道市職員の育児休業等に関する条例第 2 1 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。
- 3 第 3 条の規定による改正後の四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第 1 5 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における同号の規定の適用については、同号ア中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同号イ中「1 0」とあるのは「5」とする。
- 4 任命権者は、この条例の施行日前においても、改正後の勤務時間条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。